

令和8年度 測量・調査・設計業者技術者調査について（県内本店業者のみ）

三重県 県土整備部 建設業課

1 調査の目的

三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第2号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領の管理技術者又は主任技術者を含む。）として「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準（平成7年2月16日制定・令和7年4月1日改正）」の認定する技術者の設置状況を確認するため実施します。

2 提出方法

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載され県内に本店を有する測量・調査・設計業者の技術者調査を別添日程表のとおり実施します。最寄りの会場にて技術者調査を受審し、令和8年度測量・調査・設計業者技術者名簿等を提出してください。

令和7年度 測量・調査・設計業者技術者名簿に既に登載されており名簿内容に変更がない場合でも、令和8年度の技術者名簿への登載を希望される場合は受審が必要です。受審されませんと令和8年度の技術者名簿には登載されませんので注意してください。（新規に入札参加資格者となったものは同様の審査基準により随時審査を実施するものとします。）

（事前に受審日時の予約が必要です。受審希望会場の建設事務所総務課へ電話で予約してください。）

3 提出・持参書類

（1）測量・調査・設計業者技術者名簿（様式第1号、必要な場合は様式第1-2号）

2部（正本1部、副本1部）提出

（2）技術者実務経験証明書（様式第2号、必要な場合は様式2-2号）※1

2部（正本1部、副本1部）提出

（2）は実務経験を有することにより資格者となる者が在籍する場合に必要となります。

※1 下記（5）で確認済みの技術者については、（2）の書類を提出する必要はありません。

（3）営業に関し法律上必要とする登録関係

測量業者、建築士事務所の登録をしていることがわかる書類（登録通知書で可。）写しを提出

（3）は測量法、建築士法により登録を義務付けられている場合に必要となります。

（4）測量・調査・設計業者技術者名簿に記載した役員、職員の在籍確認関係（原本又は写しを提示）

※2

次の①～⑤のうち1種類の書類で確認します。

①健康保険厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（又は、健康保険被保険者適用除外認証でも可。申請時直前のもの。）

②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（※平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっております。）

③個人事業者（事業主）については、本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等官公庁が発行したもの

④個人事業者（専従者）については、所得税の確定申告書

電子申告の場合：確定申告書の提出データ及び受信通知を印字したもの

電子申告でない場合：確定申告書の控え

⑤名簿に記載した方が役員であるため、上記の方法での在籍確認ができない場合は、役員であることを証する書類を提示してください（登記簿等）

※2 測量士、測量士補で別途、測量格付事項審査申請をする場合は、別紙「令和8年度 測量格付事項審査について」をご確認ください。

準県内業者は、申請日現在で県内の営業所等に在籍する役員、職員であることが分かる書類を提示して下さい。

(5) 前年度の測量・調査・設計業者技術者名簿の副本 (審査済印、受付印押印の副本を提示)

令和7年度測量・調査・設計業者技術者名簿の副本で審査済印及び受付印が押印されているもの（令和7年2月3日以降の受付印が押されているもの。その後、変更があった場合は直近のもの。）

(6) 技術者の資格関係 **※3**

① 資格者証、免許証、登録証等 写しを提出

② 建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程又は地質調査業者登録規程により登録した技術管理者、補償業務管理者、技術士等の場合には、技術管理者、補償業務管理者、技術士等として認定された関係書類 写しを提出

③ RCCM、補償業務管理士、地質調査技士について、有効期限に更新がある場合、有効期限が確認できる書類 写しを提出

※3 上記（5）で確認済みの技術者については、（6）の書類を提出する必要はありません。

（③の書類の提出が必要な場合を除く。）

(7) 地質調査業務に係る現場における調査業務の実務経験者について **※4**

① 大学、高等専門学校等の卒業証明書等 写しを提出

② 修得した科目等を証明する単位履行証明書等 写しを提出

※4 上記（5）で確認済みの技術者については、（7）の書類を提出する必要はありません。

4 測量・調査・設計業者技術者名簿（様式第1号）の記入方法

(1) カラム欄の記入方法

① 業者コード

現在、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録のある方は、三重県から付与された業者コード（50から始まる番号（準県内業者は55から始まる番号））を記入してください。

② 整理番号

記入しないこと。

③ 頁数

技術者名簿の枚数により通し番号を記入してください。（001、002…）

④ 商号名称のフリガナ

商号名称をカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。

また、株式会社等の法人の種類を表す文字には、フリガナを記入しないでください。

⑤ 商号名称

法人の種類を表す文字は、略号により3文字又は4文字で記入してください。

例)

株式会社= (株) 有限公司= (有) 合資会社= (資) 合名会社= (名)

一般社団法人= (一社) 公益社団法人= (公社)

一般財団法人= (一財) 公益財団法人= (公財)

※該当する法人の種類がない場合は、略することなく記入してください。

⑥ 電話番号

市外局番、局番、番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切って記入してください。

⑦ 業種コード

入札参加資格審査申請を行った業種を、「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」の測量・調査・設計業種コードにより○で囲んでください。

法令等の登録を受けていても、入札参加資格審査申請をしていない業種については記入しないでください。

⑧ 建設事務所コード

本店が所在する市町を所管する建設事務所を、「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」の建設事務所コードにより記入してください。

(2) 測量・調査・設計業者技術者名簿の記入方法

① 別に定める「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」の資格者認定基準に該当する技術者について記入してください。なお、様式第1号だけで記入しきれないときは、様式第1-2号に記入してください。

② 技術者名簿に記載する対象役員、職員

ア 申請日現在において在籍する役員、職員（準県内業者は申請日現在で県内の営業所等に在籍する役員、職員）とします。

なお、申請日現在において在籍する役員、職員であっても、令和8年3月末までに退職を予定している者は記入しないでください。

イ 役員とは法人の常勤の取締役、個人にあっては事業主とし、また、職員とは常時雇用されている者とします。

従って、非常勤の取締役及び常勤の監査役、また嘱託職員、日給職員、パート職員等は含めないでください。

③ 有資格者コード（令和5年12月1日適用）

ア 記載対象の役員、職員について「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」の有資格者コードに該当する資格コードを記入してください。

なお、資格によっては同時に登録できない資格がありますので、「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」を確認のうえ記入してください。

イ 一人の者で保有する資格が5つ以上あるときは2行目以下に記入し、2行目以下には氏名・生年月日を記入しないでください。

④ 生年月日

年号を表す文字は、次のアルファベットにより記入してください。

昭和=S 平成=H

⑤ 記号

1から順に通し番号を記入してください。

ただし、保有する資格が5つ以上あるため有資格者コードが2行以上にわたるときは、氏名・生年月日が記入されている欄だけに1から順に通し番号を記入してください。

5 技術者実務経験証明書（様式第2号：実務経験により資格者となる者の場合）の記入方法

（1）作成の区分

「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」の有資格者コード毎に作成し、様式第2号の1～2行目において、証明する業務を○で囲み、部門を記入してください。

なお、様式第2号だけで記入しきれないときは、様式第2-2号に記入してください。

（2）証明者

現在、技術者が在籍するところの使用者が証明してください。

（3）法令による免許等

① 「測量・調査・設計業者技術者名簿コード表」の有資格者コードに該当する免許等を記入してください。

（4）実務経験年数、実務経験期間及び実務経験の内容

従事した測量・調査・設計に関する業務の実務経験年数、実務経験期間及び実務経験の内容を具体的に（件名等を）記入してください。（1年度につき1件以上、具体的に従事した業務を記入してください。また、業務に従事した職種又は地位を付記してください。1つの案件で実務経験期間が13か月以上のものは実務経験年数2年、25か月以上は3年、以降も同様の考え方で取り扱います。）

（5）証明者と使用関係がない実務経験を記載した場合

技術者本人の氏名を自署により記載してください（押印は不要です）。

6 その他留意事項

（1）測量・調査・設計業者技術者名簿（副本）は確認のうえお返しします。次回以降の確認の際に必要となりますので、大切に保管し、次回以降の確認の際に必ず持参してください。

（2）測量・調査・設計業者技術者名簿に変更があった場合には、変更後の測量・調査・設計業者技術者名簿（様式第1号、必要な場合は様式第1-2号）2部を県土整備部 建設業課に必ず届けてください。

また、その際、名簿上追加になった技術者については「3. 提出・持参書類」に記載した書類を提出・持参してください。（来課される場合には事前に電話連絡をお願いします。）

（3）測量・調査・設計業者技術者名簿の変更や一部資格の有効期限の更新があった場合には、技術者登録者証の内容変更も必要になりますので、改めて技術者登録者証の発行を申請してください。なお、変更前の古い登録証は、新しい登録証と引き換えとなります。また、退職者については、変更の届出時に返却してください。

（4）測量・調査・設計業者技術者名簿に虚偽記載があった場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領別表資格（指名）停止措置基準第1第1号（虚偽記載）により、資格（指名）停止措置を行うこととなります。

（5）県内に本店を有する測量・調査・設計業者が、合併等によって本店を県外に移転することとなつ

た場合において、移転後も技術者等が県内の営業所等に在籍する場合は、県内に本店を有する測量・調査・設計業者と同等（準県内業者）として取り扱うことができるものとします。

●問い合わせ先

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班 TEL 059-224-2723